

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年度のうち6か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年度のうち6か月

私たち夫婦は、一緒に国民年金に加入し、夫が夫婦の国民年金保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間前の昭和 36 年2月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿から確認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳の検認印及び領収証書の領収印により、昭和 41 年度、42 年4月から同年6月までの期間、44 年度及び 45 年4月から同年6月までの期間の夫婦の保険料はいずれも同一日に納付されていることが確認できることから、夫が夫婦の保険料と一緒に納付していたとする申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、夫は、申立期間と同一の期間について、平成 22 年4月 27 日付けの総務大臣によるあっせんに基づき、年金記録の訂正が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工作所における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工作所における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年2月23日から同年4月1日まで
② 昭和38年2月1日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された申立人に係る人事個人票(退職者)、雇用保険の加入記録及び同社の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間①を含めて同社に継続して勤務し(昭和36年4月1日に同社B工作所から同社C支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工作所における昭和36年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥

当である。

- 2 申立期間②について、A社から提出された申立人に係る人事個人票（退職者）、雇用保険の加入記録及び同社の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間②を含めて同社に継続して勤務し（昭和 38 年 4 月 1 日に同社B工作所から同社D部に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工作所における昭和 38 年 1 月の社会保険事務所の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して行っていないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 24 万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 6 月 1 日まで
② 平成 3 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A 社が加入している B 厚生年金基金から、申立期間の標準給与がオンライン記録の厚生年金保険の標準報酬月額と相違している旨の連絡があった。同社が保有している賃金台帳及び給与明細書の控えを提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の A 社における申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、24 万円と記録されていたところ、同社が、平成 24 年 5 月 15 日付けで、2 年 10 月の定時決定に誤りがあるとして、年金事務所に当該定時決定に係る訂正の届出を行った結果、24 年 5 月 17 日付けで 26 万円に訂正されているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正前の 24 万円とされている。

しかしながら、A 社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書の控えに

よると、申立人は、当該期間において、標準報酬月額 26 万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立期間②に係る標準報酬月額については、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る当該期間の報酬月額を誤って 24 万円と届け出たこと、また、標準報酬月額 24 万円に見合う厚生年金保険料しか納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額についても、上記の申立期間②と同様に、当初、24 万円と記録されていたところ、26 万円に訂正されているが、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正前の 24 万円とされている。

そして、上記貸金台帳及び給与明細書によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額について、平成 2 年 10 月から同年 12 月までは、保険料控除額に見合う標準報酬月額が 22 万円、給与総支給額に見合う標準報酬月額が 26 万円又は 28 万円であり、3 年 1 月から同年 5 月までは、保険料控除額に見合う標準報酬月額が 26 万円、給与総支給額に見合う標準報酬月額が 24 万円であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額 24 万円を超えないことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給与明細書（平成 17 年 12 月分賞与）を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において、平成 17 年 6 月 21 日から 19 年 2 月 21 日まで厚生年金保険被保険者であったことが確認できるところ、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年5月7日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月31日から同年5月7日まで
② 平成4年5月7日から同年10月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められるところ、オンライン記録によると、申立人の同社における資格喪失日について、同社が当初、厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年2月10日の後の同年5月7日付けで、遡って同年1月31日とする処理が行われている。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、平成4年5月7日付けで、A社において厚生年金保険被保険者であった者全員について遡って資格喪失日を同年1月31日とする処理及び同社が適用事業所でなくなった日を同年2月10日とする処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人と同様に、平成4年5月7日付けで、資格喪失日を同年1月31日とされている元従業員1名は、「厚生年金保険料等を支払うため振り出された手形又は小切手が不渡りとなりそうだったことから、社会保険事務所(当時)から、社会保険料の滞納をなくすために、資格喪失日を遡及して届け出ることを提案されて、A社がこれを行った。」としている。

さらに、A社が適用事業所でなくなった日について、平成24年5月10日付けで、4年2月10日から同年5月7日に訂正されていることから、同年1月31日以降も厚

生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと判断され、社会保険事務所において、同年5月7日付けで、同社において厚生年金保険被保険者であった者全員について遡って資格喪失日を同年1月31日とする処理及び同社が適用事業所でなくなった日を同年2月10日とする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った申立人に係る上記資格喪失処理に合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、当該処理日である平成4年5月7日とすることが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年12月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間のほとんどを占める平成4年5月7日から同年10月23日までの期間について、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成4年5月7日に適用事業所でなくなっており、申立期間②は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人に係る健康保険被保険者証の返納年月日は、平成4年5月7日であることが確認できる。

さらに、申立期間②当時のA社の代表取締役等に申立人に係る当該期間当時の給与や厚生年金保険料控除等について照会したが、回答が得られないため、オンライン記録により、申立人と同様に、平成4年5月7日付けで資格喪失日を同年1月31日とする処理が行われている連絡先が確認できた複数の元従業員に照会したが、同社の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認することができず、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和55年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月31日から同年6月1日まで
ねんきん定期便を見て、A社に勤務していた期間のうち、B支社からC本社に異動した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。同社には申立期間も継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る源泉徴収簿及び人事記録並びにD健康保険組合から提出された申立人に係る被保険者台帳並びに雇用保険の加入記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和55年6月1日に同社B支社から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記源泉徴収簿において確認できる報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立人の当社B支社における資格喪失日を昭和55年6月1日とすべきところ、誤って同年5月31日と届け出たものと思われる。」と供述している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月

31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 26 日から同年 5 月 12 日まで
② 昭和 39 年 10 月 13 日から 42 年 8 月 7 日まで
③ 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、申立期間③において勤務したA社を退職したときには、同社から脱退手当金についての説明は無く、脱退手当金を同社から受け取った記憶も、自分で請求した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 43 年 8 月 1 日の前後各 6 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 6 名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は申立人のみであり、しかも、申立人の同社における被保険者期間は、脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 12 か月であることなどを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、申立期間③当時も、脱退手当金を支給する場合に、異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている被保険者期間については、当該記号番号の統合処理を行った上で支給することとなっていたところ、申立人に対する脱退手当金は、申立期間の 3 被保険者期間について支給決定されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び事業所別被保険者名簿において、申立期間①及び③と申立期間②とはそれぞれ異なる記号番号のまま管理されており、統合処理がなされておらず、また、A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人欄には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」の表示が無いことから、申立人に対する脱退手当金の支給に係る事務処理が適

切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、その保険料を納付していることから、申立人が、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成6年11月から7年9月までは34万円、同年10月は30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成6年11月から7年9月までは34万円、同年10月は30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月1日（その後、平成7年11月13日に訂正）より後の同年11月13日付けで、6年11月に遡って9万8,000円に減額訂正されている上、申立人のほかにも複数の被保険者が同時期に標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元事業主及び経理担当の元従業員は、同社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所から指示されて上記減額訂正に係る手続を行ったと供述し、また、当該元事業主は、申立人は車の整備の担当であり、社会保険事務手続には関与していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が平成7年11月13日付けで行った申立人に係る上記減額訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、6年11月から7年9月までは34万円、同年10月は30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年12月28日から34年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、昭和33年12月の厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、A社の現在の事業主は、同社では創業時より12月28日（昭和33年については、12月28日が日曜日の定休日であるため27日）が年末の仕事納めの日で、その翌日から年末における休業日であり、仕事納めの日まで勤務した従業員が退職する際、現在では12月31日まで在籍扱いとしているが、申立期間当時の取扱いについては、12月31日まで在籍扱いとしていたかどうかは、当時の事業主は死亡しており、資料も無いため不明であるとしているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和30年代に被保険者資格を喪失した者の中には、資格喪失日が1月1日となっている者が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日を昭和34年1月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び申立人のA社における昭和33年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

の現在の事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しによると、申立人の同社における資格喪失日は昭和 33 年 12 月 28 日と記載されていることから、事業主は、申立人に係る資格喪失日を同日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和53年4月から同年7月までを10万4,000円、55年5月を12万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月1日から53年8月1日まで
② 昭和55年5月1日から同年8月1日まで
③ 平成元年7月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び②、B社に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。当時のA社の給料支払明細書及びB社の給与明細書を提出するので、各申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和53年4月から同年7月まで及び申立期間②のうち、55年5月の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、53年4月から同年7月までは10万4,000円、55

年5月は12万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和52年10月から53年3月まで、申立期間②のうち、55年6月及び同年7月については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額がA社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる標準報酬月額より高額であるが、当該給料支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は当該被保険者名簿で確認できる標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は、「当社の給与計算及び社会保険事務は親会社のC社で行っていたが、当社及びC社は既に倒産しており、当時の資料も無いため不明である。」旨供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和 50 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 8 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立期間に申立人と共に異動したとする元同僚の供述及びA社の現在の総務担当者の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 50 年 6 月 1 日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 50 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の現在の総務担当者は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 50 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から4年3月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が34万円から8万円に減額訂正されている。給与が8万円に減額されたことはなかったため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年3月31日）の後の平成4年4月7日付けで、2年8月に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は申立期間に同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、申立人は社会保険事務に関与しておらず、事業主印の管理も申立人以外の人物が行っていた旨供述している上、同社において厚生年金保険被保険者となっている者のうち、連絡先の判明した10人に照会したところ、5人から回答があったが、同社における申立人の社会保険事務への関与について言及した者はいなかった。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで

昭和43年4月にB社（現在は、C社）に入社後、平成13年に退職するまで同社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和48年8月31日に同社本店からA社に出向したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人の職歴証明書、回答書及びC健康保険組合の健康保険資格証明書から判断すると、申立人は、B社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和48年8月31日にB社本店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日が一致しており、社会保険事務所と公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主は、昭和48年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年3月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が11万8,000円と記録され、申立期間直前の18万円より低くなっている。申立期間の標準報酬月額も18万円であるので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が11万8,000円と記録され、申立期間直前の18万円より低くなっているが、申立期間の標準報酬月額も18万円であった旨主張しているところ、オンライン記録によると、申立人と同じ平成4年3月30日にA社において被保険者資格を取得した女性36人について、7年10月の標準報酬月額は17万円から20万円と記録されており、申立人のみが著しく低い記録であることが確認できる。

また、A社が提出した申立人に係る従業員カードから、申立人の給与は、平成7年3月16日付けで、「本給8万2,820円、職能給8万800円」（計16万3,620円）に昇給したことが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険受給記録により、A社離職時の賃金日額は6,069円であることが確認でき、これから算出した離職前6か月（申立期間とほぼ一致）における平均賃金月額は18万2,070円となり、当該額は申立人の主張する報酬月額（18万円）と一致する。

加えて、A社は、同社の人事制度においては、賃金を大幅に減額することは考えられず、確認できる資料は無いものの、申立人の申立期間における標準報酬月額は18万円

であり、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと考えられる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月25日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は育児休職中だったが、休職期間中も同社から保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された経歴書から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

一方、上記経歴書によると、申立人は、昭和55年12月18日から56年10月31日までの期間について、育児のために休職していたことが確認できる。A社は、申立期間当時の休職中の厚生年金保険の取扱いについて、本人に被保険者資格を継続するか喪失するか選択させており、申立人の場合、休職期間のうち、同年1月1日から同年10月25日までの期間は被保険者とされていることから、申立人は、申立期間を含め休職期間中は被保険者資格を継続することを選択したものと推定する旨回答している。

また、A社は、休職期間中の厚生年金保険料について、申立人から控除していたと思われる旨回答しており、申立人の供述と符合する。

さらに、A社は、申立人に係る同社本社から同社B支店への異動日について、同社本社における資格喪失日及び同社同支店における資格取得日は昭和56年11月1日である旨回答している。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと

認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 56 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を誤って届け、申立期間の厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 49 年 12 月まで

私の父は、昭和 46 年 9 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。何年か前に区役所で全納の記録になっていると言われたこともある。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が唯一所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、その直近の任意加入被保険者の加入時期及び国民年金手帳記号番号払出簿での当該番号の払出時期から、昭和 50 年 1 月頃に払い出されたと推認でき、同時点は第 2 回特例納付実施期間中であることから、申立期間の国民年金保険料は、特例納付及び過年度納付により遡って納付することが可能であったものの、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、父親が昭和 46 年 9 月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと説明しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、当該時期に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで
私は、退職したので昭和 52 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、遅れて届いた納付書で申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと説明しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同時期に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は加入後に年金手帳を受け取った記憶は無いと説明している。

また、申立人は、送付されてきた納付書で保険料を納付したと主張しているが、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、納付書が送付されることは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から63年3月まで

私は、平成2年6月頃、当時居住していた市の区役所で国民年金の加入手続きを行い、送られてきた納付書で、20歳からの未納期間の国民年金保険料を何回かに分けて納付した。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、送られてきた納付書で20歳（昭和60年*月）からの未納期間の国民年金保険料を何回かに分けて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人が主張するとおり平成2年6月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンライン記録により、申立人は、手帳記号番号が払い出されたと推認できる時点（平成2年6月頃）で、過年度納付することが可能な昭和63年4月から平成2年3月までの保険料を納付していることが確認できることから、このことと記憶違いしている可能性が高いと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から38年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の昭和38年10月、同年11月、51年7月及び同年8月の保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から38年3月まで
② 昭和38年10月及び同年11月
③ 昭和51年7月及び同年8月

私の父親は、私が厚生年金保険に加入中に申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたもので、私は、昭和51年に区役所に保険料の還付を申し出たが、その際、申立期間②の保険料が未納であると説明を受けたため、申立期間①の保険料を還付ではなく、申立期間②の保険料として充当してくれるよう要望し、了承された。それにもかかわらず、申立期間①の保険料が還付されたことになっているが、申立期間①のうち38年3月分の保険料については還付を受けた覚えはなく、残りの37年12月から38年2月までの期間の還付金は未納期間に充当されたはずであり、還付は誤りである。申立期間③については、国民年金をやめた覚えはなく、未納であれば、重複納付の保険料を充当してほしいと伝えていたので、未納期間は無いはずである。

申立期間①の保険料が充当されず還付とされ、申立期間②の保険料が未納とされ、申立期間③が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のうち、昭和38年3月の国民年金保険料については、還付を受けた覚えはないとしているが、申立人の国民年金手帳（昭和37年8月2日発行）には、当該月の保険料が41年1月19日に還付決定されたことを示すスタンプが押されている。

また、申立期間①のうち、昭和37年12月から38年2月までの期間については、平成12年

8月4日に当該期間の保険料が過誤納を理由に還付決議が行われていることがオンライン記録により確認できることから、昭和51年当時に当該期間の保険料の還付を申し出た際に、申立期間②及び③への充当を要望し、了承されたとする申立人の主張と相違する。

申立期間②については、申立人の国民年金手帳（昭和46年7月19日発行）に当該期間に係る資格取得日及び資格喪失日の記載が無い上、当該期間に係る資格記録が平成12年7月に追加されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人が充当されたはずであるとする申立期間②は、昭和51年当時においては国民年金未加入期間であったと考えられ、制度上、保険料を納付することができない期間である。

申立期間③については、申立人の国民年金手帳及びオンライン記録等によると、申立人が昭和49年10月1日に任意加入被保険者資格を取得するとともに、51年7月23日に同資格を喪失し、同年9月11日に再度、強制加入被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人が充当されたはずであるとする申立期間③は、国民年金未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間①の保険料が還付されず、申立期間②及び③の保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間①の保険料が還付されず、申立期間②及び③の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情の説明や新たな資料の提出も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①の保険料が還付されず、申立期間②及び③の保険料が納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 49 年 12 月まで
私の母は、昭和 43 年頃に私の国民年金の加入手続を行い、母又は姉が自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付してくれていたとする母親及び保険料を納付してくれていたとする姉から当時の状況を聴取することができないため、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 43 年頃に母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は、50 年 5 月頃に払い出されている上、当該手帳記号番号払出時点において、申立期間の大半は当時実施されていた第 2 回特例納付以外の方法により保険料を納付することができない期間であるが、申立人は、母親が特例納付したという話を聞いたことはないとしている。

さらに、申立人は、現在、母親から渡されたとする上記手帳記号番号が記載されたオレンジ色の年金手帳 1 冊のみを所持しており、申立期間当時に別の年金手帳を所持していたか分からないとしているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親及び姉が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母親及び姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から51年5月までの期間、52年9月から53年3月までの期間、55年7月から63年3月までの期間、同年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月から51年5月まで
② 昭和52年9月から53年3月まで
③ 昭和55年7月から63年3月まで
④ 昭和63年5月及び同年6月

私は、昭和49年4月に会社に就職し、20歳になってから退職するまでの申立期間①の国民年金保険料を同社が給与から天引きをして納付してくれていた。また、52年9月に転職した会社では、入社した月から53年4月に同社が厚生年金保険適用事業所となる前月までの申立期間②の保険料を同社が給与から天引きをして納付してくれていた。自分で商売を始めた55年7月からの申立期間③及び④の保険料については、国民健康保険料と一緒に私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、当時勤めていたそれぞれの会社が当該期間の申立人の国民年金保険料を給与から天引きをして納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間より後の昭和63年4月頃に払い出されており、申立人の国民年金の加入手続は、この頃に行われたものと推認され、当該加入手続時点では、当該期間は既に時効により保険料を納付することができない期間である。

また、当該期間において、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないとしているとともに、自身の保険料を納付してくれていたとするそれぞれの会社は既に廃業しており、連絡の取れる関係者はいないと述べていることから、当時の納付状況等を聴取することができない上、申立期間①の保険料を納付し

てくれたとする会社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、申立期間②の保険料を納付してくれたとする会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主等の連絡先も不明であることから、当時の資料等を確認することができず、当時の状況が不明である。

申立期間③について、申立人は、当該期間の国民年金保険料は、自身で国民健康保険料と一緒に納付していたと述べている。

しかしながら、上記加入手続時点では、当該期間のうち、昭和60年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、61年1月から63年3月までの期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと述べている。

申立期間④について、申立人は申立期間③と同様、当該期間の保険料は、自身で納付していたと述べているが、申立人は当該期間直後の昭和63年7月からは厚生年金保険の被保険者となっているところ、平成2年6月5日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できることから、当該過年度納付書は当該期間に係るものと考えられるが、申立人は、昭和63年7月に会社に入社して厚生年金保険の被保険者になった後において、納付書を受け取った記憶及び保険料を遡って納付した記憶が明確ではない。

また、申立人は、昭和63年4月頃に払い出された国民年金手帳記号番号のみが記載された年金手帳と厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳の2冊を所持しているが、そのほかの年金手帳を所持したことはないと述べており、申立人に申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から51年3月まで

私たち夫婦は、店を始めた昭和50年3月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、100万円に近い一括納付書が届いたが、一括では納付することができなかつたので、妻が夫婦二人分の分割納付の申出を行い、申立期間の保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、夫婦で店を始めた昭和50年3月に夫婦で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は分割納付したと思うと述べている。

しかしながら、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和53年6月頃に払い出されており、申立人夫婦は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、当該加入手続時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人夫婦に対して上記手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人の妻は、夫婦が国民年金に加入後、夫婦二人分であったか夫分だけだったかは憶^{おぼ}えていないが、100万円に近い額の一括納付書が届いたので、分割納付の申出を行い、保険料を分割納付したと述べているところ、上記手帳記号番号が払い出された直後の第3回特例納付実施期間(昭和53年7月から55年6月までの2年間)において、申立期間を含む申立人夫婦が国民年金に未加入のため保険料を納付することができなかつた期間(申立人は、申立期間を含む昭和37年3月から51年3月までの期間、申立人の妻は、40年9月から51年3月までの申立期間)に

係る夫婦二人分の保険料を納付することは可能ではあるが、当該一括納付書に記載されていたとする金額は、申立人のみ又は夫婦二人分の保険料を第3回特例納付において納付した場合の保険料額と相違している。

さらに、申立人の妻は、昭和50年3月に国民年金に加入後、申立期間に係る保険料を分割納付したが、その納付回数、納付時期及び総納付額については憶えていないと述べている。このことに関して、第3回特例納付に係る納付記録及び申立人宛ての領収済通知書（写）によると、申立人は、初めて国民年金の被保険者となった37年3月から申立期間直前の41年2月までの48か月間の保険料を第3回特例納付実施期間中の53年10月から55年5月までの期間において4回に分割納付しており、納付金額は、各回12か月分4万8,000円となっていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から51年3月まで

私たち夫婦は、店を始めた昭和50年3月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、100万円に近い一括納付書が届いたが、一括では納付することができなかつたので、私が夫婦二人分の分割納付の申出を行い、申立期間の保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で店を始めた昭和50年3月に夫婦で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は分割納付したと思うと述べている。

しかしながら、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和53年6月頃に払い出されており、申立人夫婦は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、当該加入手続時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人夫婦に対して上記手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人は、夫婦が国民年金に加入後、夫婦二人分であったか夫分だけだったかは憶^{おぼ}えていないが、100万円に近い額の一括納付書が届いたので、分割納付の申出を行い、保険料を分割納付したと述べているところ、上記手帳記号番号が払い出された直後の第3回特例納付実施期間（昭和53年7月から55年6月までの2年間）において、申立期間を含む申立人夫婦が国民年金に未加入のため保険料を納付することができなかつた期間（申立人は、昭和40年9月から51年3月までの申立期間、申立人の夫は、夫の申立期間を含む37年3月から51年3月までの期間）に係る夫婦二人分の保険料を納付することは可能ではあるが、当該一括納付書に記載されていたとする金額は、夫婦二人分の保険料を第3回特例納付において納付した

場合の保険料額と相違している。

さらに、申立人は、昭和 50 年 3 月に国民年金に加入後、申立期間に係る保険料を分割納付したとしているが、その納付回数、納付時期及び総納付額については^{おぼ}憶えていないと述べている。このことに関して、第 3 回特例納付に係る納付記録及び申立人の夫宛ての領収済通知書（写）によると、申立人の夫については、初めて国民年金の被保険者となった 37 年 3 月から 41 年 2 月までの 48 か月間の保険料を 4 回に分割納付しており、納付金額は、各回 12 か月分 4 万 8,000 円となることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致しているが、申立人については、第 3 回特例納付で納付した記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年2月までの期間及び52年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年2月まで
② 昭和52年6月から同年12月まで

私は、婚姻後に、母から、それまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていたことを聞いており、私が20歳になった昭和47年*月頃に母が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間①の保険料を納付してくれていたと思う。申立期間②については、私が、厚生年金保険からの切替手続きを行い、自宅近くの郵便局で保険料を納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和53年4月1日より後の同年8月11日に払い出されており、申立人の国民年金の加入手続は、この頃に行われたものと推認され、当該加入手続時点では、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに、別の年金手帳を所持した記憶は無いとしているなど、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、20歳になった昭和47年*月頃に母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと述べているが、母親から当時の状況を聴取することが困難なため、当該期間当時の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

なお、上記加入手続時点は、第3回特例納付実施期間であったが、申立人は、母親から、特例納付により保険料を納付したという話は聞いていないと述べている。

申立期間②について、申立人は、当該期間の保険料を自宅近くの郵便局で自身が

納付していたと述べているが、保険料納付場所以外の納付額及び納付頻度に関する記憶が明確ではない。

また、当該期間の保険料は、上記加入手続時点において過年度納付が可能であったが、申立人の母親が記したとするメモによると、当該期間直後の厚生年金保険被保険者期間後に当たる昭和 53 年 4 月から同年 12 月までの保険料は、54 年 3 月 15 日に申立人の母親が遡って納付したとなっているものの、当該メモ以外に母親が遡って納付したとする資料は無く、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から 58 年 9 月 1 日まで
② 昭和 58 年 9 月 25 日から 59 年 8 月まで
③ 昭和 59 年 9 月から 61 年 5 月 12 日まで
④ 昭和 61 年 5 月 24 日から同年 11 月まで

A 社（現在は、B 社）に社員として勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。また、C 社に D 職として勤務した期間のうち、申立期間③及び④の加入記録が無い。

両社には申立期間も正社員として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②において、A 社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B 社（A 社が昭和 60 年に社名変更）は、申立期間①及び②当時の A 社における社員の人事記録や給与関係資料等が無く、社員の勤務の状態すら分からないとしており、また、同社の当時の事業主は、既に死亡しているため、同社及び当該事業主から、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することはできない。

また、申立人は、A 社に勤務していた同僚一人を記憶しているが、当該同僚は、「申立人が同社に勤務していたことは記憶しているが、勤務期間については不明である。厚生年金保険の未加入期間に給与から厚生年金保険料が控除されることはなかった。」としている。そこで、A 社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①及び②を含む期間に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる従業員 19 人に、申立期間①及び②に係る申立人の勤務及び同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった 6 人全員が申立人の当該期間に係る勤務及び同社の厚生年金保険の取扱いについて不明であるとしている。

また、回答のあった上記従業員のうちの一人は、申立人は同期入社であると回答し

ており、同従業員のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じく昭和58年9月1日である。

さらに、申立人に係る国民年金の加入記録により、申立人は、昭和59年7月1日に国民年金保険料の全額免除申請手続をしており、申立期間②のうち、同年4月から同年8月までの期間について、国民年金保険料が全額免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人は、申立期間③及び④においてC社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、C社における雇用保険の記録では、資格取得日が昭和61年5月12日、離職日が同年5月23日で、厚生年金保険の加入記録と符合しており、申立期間③及び④における雇用保険の加入記録が無く、同社における当該期間の勤務が確認できない。

また、申立人に係る国民年金の加入記録により、申立人は、昭和59年7月1日、60年7月1日及び61年7月1日に国民年金保険料の全額免除申請手続をしており、申立期間③及び④の全期間について、国民年金保険料が全額免除となっていることが確認できる。

さらに、申立人に係るオンライン記録（被保険者資格記録照会回答票（証交付・回収記録））により、申立人に係る健康保険証は、昭和61年5月22日に交付され、同年6月10日に回収されていることが確認できることから、申立人は、申立期間③及び④の大部分においては、健康保険証を保有していなかったことも確認できる。

加えて、C社の事業主は、申立人を記憶していないとしており、また、平成元年3月に同社と合併したE社では、C社に係る人事書類等を保有しておらず、申立人の申立期間③及び④に係る勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除については、不明であるとしている。そこで、C社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、申立期間③及び④当時、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる従業員13人に、当該期間に係る申立人の勤務及び同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった5人全員が申立人の当該期間に係る勤務及び同社の厚生年金保険の取扱いについて不明としている。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 7 月 20 日まで
A社が経営するB事業場に、送迎用マイクロバスの運転手として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同事業場に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業場を現在運営しているC社から提出された昭和 43 年 10 月 1 日現在の事務分掌表及び複数の従業員の回答により、期間は特定できないものの、申立人が同事業場に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び総務担当者は死亡しており、申立人も給料明細書を保有していないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社は、経営母体が代わり、申立期間当時の書類は保存されておらず、関係者もいないため、A社が申立てどおりの届出を行ったか否かについて回答することは困難である旨回答している。

さらに、申立人が一緒に送迎用マイクロバスの運転をした同僚と推測される従業員は、既に死亡しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、A社に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月10日から58年12月20日まで

A社に在職中、B職として長期にわたって各企業に同社から派遣されていた。同社は途中、事業主が死亡し、経営者が入れ替わったが、その間も厚生年金保険料等は当然給料から支払っていたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、申立人の申立期間中の勤務はあった旨回答しており、複数の従業員からも、派遣先等で申立人と一緒に仕事をした旨の回答があることから、申立人が、申立期間において、同社の業務に携わっていたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主は、申立期間の保険料控除について、同社は既に解散しており、不明である旨回答している上、同社の元受託社会保険労務士は、同社の社員に係る給料計算を行っていたが、申立人に係る賃金台帳、源泉徴収簿等は無かった旨回答している。

また、申立人がA社に入社した当時の役員は、自身を含め、同社を興した者は社員として厚生年金保険に加入したが、同社から派遣される従業員は各自で国民年金に加入していると聞いていた旨供述している。

さらに、従業員のうちの一人は、派遣される従業員は時間給であり、厚生年金保険に加入すると時間給の単価が下がるため、それを嫌ってほとんどの者が加入していなかった旨供述しており、申立人が名前を挙げた従業員の一人も、同様の理由から厚生年金保険に加入する方が珍しかった旨供述しているほか、別の同僚は、厚生年金保険の加入は任意だった旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月1日まで
② 昭和20年12月1日から24年6月30日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和24年6月30日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する28名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む16名に支給記録が確認でき、当該支給記録のある者のうち、連絡の取れた2名は、「会社が脱退手当金の請求手続を行ってくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金の支給対象期間、支給金額及び支給年月日の記録があり、しかも、当該記録は、オンライン記録と一致しており、また、上記A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄にも、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示がある上、当該脱退手当金は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和24年6月30日から約1か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さうかがえない。

さらに、申立人の申立期間後における4回の厚生年金保険被保険者期間については、いずれも申立期間とは別の被保険者記号番号で管理されていることから、脱退手当金を

受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものとする認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月 1 日から 21 年 3 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管しているA社から提出された申立期間の一部期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者月額算定基礎届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者月額変更届」により、申立人の平成 16 年 9 月から 21 年 2 月までの標準報酬月額は、同社が届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額であることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は見られない。

一方、申立人から提出された申立期間の一部期間に係る給与明細書によると、申立期間のうち、平成 14 年 5 月から 17 年 1 月まで、同年 5 月から 18 年 12 月まで及び 19 年 10 月から 21 年 2 月までに係る給与額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

以上のことから、A社は、申立期間において、実際の給与額よりも低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ていることがうかがえる。

また、申立期間のうち、平成 15 年 4 月から 17 年 1 月まで及び同年 5 月から同年 8 月までの厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料よりも高額であることが確認できる。

当委員会では、保険料控除を確認できる資料がある場合には、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであり、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特

例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は平成10年3月5日から20年10月25日まで同社の取締役であったことが確認できる上、申立期間当時の代表取締役及び現在の代表取締役は、申立期間当時、申立人は社会保険事務を担当していたと供述しており、申立人の後任として取締役に就任し、現在、社会保険事務を担当している取締役は、申立人の在職中は申立人が社会保険事務を担当しており、同社を14年5月1日から厚生年金保険の適用事業所とした手続や従業員の入退社に係る社会保険事務手続を申立人が行っていたと供述している。

これらのことから、申立期間のうちの一部の期間について、オンライン記録より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できるが、申立人は、申立期間当時、A社の社会保険に係る事務に関与していたと判断され、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間について、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から2年6月1日まで
A社に平成元年6月1日から1年間の契約社員として勤務した期間のうち、当初の2か月は厚生年金保険の加入記録があるが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B組合から日雇労働者としてA社に供給されていたが、同組合から同社及び同社の親会社であるC社に供給されていた者が同社に集められ、同社から毎日の給与の日払いは大変なので契約社員になってほしいとの説明を受け、A社に平成元年6月1日から1年間の契約社員として勤務したと思うので、申立期間も厚生年金保険に加入しているはずであると主張している。

しかしながら、A社の現在の総務担当者は、申立期間当時の資料は保管されておらず、申立人が契約社員であった期間は不明であると供述している。

また、A社が加入しているD健康保険組合から提出された申立人に係る「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」及び「健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書」によると、申立人は、平成元年8月1日から3年7月11日まで健康保険任意継続被保険者であったことが確認できる上、申立人の雇用保険の加入記録によると、同社における資格取得日は元年6月1日、離職日は同年7月31日となっており、厚生年金保険の加入記録と符合していることが確認できる。

なお、申立人が上記契約社員に関する説明を一緒に受け、申立期間当時の同僚として名前を挙げた4名のうちの2名は、当該説明を受け、C社に平成元年6月1日から1年間の契約社員として勤務したと供述しているものの、そのうちの1名は、同社が保管している雇用契約書によると、雇用期間が同年6月1日から同年7月31日までの2か月となっており、また、オンライン記録によると、当該4名は、申立人と同様、同年6月

及び同年7月の2か月は厚生年金保険の加入記録はあるが、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで
② 昭和 51 年 5 月 1 日から 52 年 6 月 1 日まで

A大学医学部に勤務した申立期間①、B病院に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの事業所には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A大学医学部から提出された人事記録によると、申立人が、当該期間において同大学医学部の医局にC医として在籍していたことが認められる。

しかしながら、A大学医学部の人事担当者は、「申立期間当時、申立人及び申立人の記憶する複数の元同僚医師は、無給のC医の身分であったため厚生年金保険の加入対象外であり、資格の得喪及び標準報酬月額等の届出は行っておらず、厚生年金保険料の控除及び納付はしていない。」旨供述している。

また、A大学医学部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時の資格取得者の中に申立人及び上記複数の元同僚の氏名は確認できず、同名簿の整理番号に欠番は認められない。

申立期間②について、雇用保険の記録及びD連合会から提出された職員の退職発令に係る稟議書から、申立人が、当該期間においてB病院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、D連合会は、平成 15 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D連合会の人事担当者は、「申立期間当時、A大学医学部から派遣された1年程度の勤務医は、共済組合及び厚生年金保険に加入させていなかった。申立人及び申立人が同大学から派遣された先任及び後任の勤務医であったと記憶する複数の元同僚医師についても、B病院に勤務していた当時の厚生年金保険の加入記録は無い。」旨供述している。

なお、D連合会から提出された、A大学医学部から派遣された複数の医師の職員採用に係る稟議書によると、E年金は未加入として取り扱っていた記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月1日から41年8月1日まで

A社(現在は、B社)C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が4万2,000円とされているが、4万8,000円となるはずである。申立期間直後の昭和41年8月から42年2月までの標準報酬月額については、平成24年1月に、当初4万2,000円と記録されていたものが誤りであることが判明した旨の連絡が年金事務所からあり、4万8,000円に訂正された。申立期間の標準報酬月額についても、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、A社在職中に給与が低下した記憶は無く、標準報酬月額が下がることはないはずであると主張している。

しかしながら、B社は、申立期間当時の資料は保管していないと回答しており、申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人と同じ昭和34年4月1日にA社又は同社C支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ、40年12月において被保険者であった84人のうち61人について、申立人と同様に、同年12月の随時改定により標準報酬月額が低下していることが確認できる。

さらに、申立期間直後の昭和41年8月から42年2月までにおける申立人の標準報酬月額に係る記録が年金事務所において訂正された理由について、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、41年8月の随時改定により、標準報酬月額が4万2,000円から4万8,000円に改定された記録があるにもかかわらず、当該記録がオンライン記録に反映されていなかったことが判明したためとされている。しかし、申立期間の当該被保険者原票における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23849 (事案 22716 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から 14 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬月額より低く記録されていたことから第三者委員会に申し立てたところ、一部の期間については、主張した額よりも低い額で記録の訂正を認め、残る期間については、申立内容を確認できる資料等が無いなどの理由により記録訂正ができない旨の通知があった。

しかし、記録訂正が認められた期間を含め、A社では 40 万円くらいの給与を支給されており、上記判断に納得できない。新たな資料として、申立期間の給与振込が確認できる預金通帳、申立期間に同社に勤務していた息子の給料支払明細書及び同社の作業員名簿を提出するので、改めて調査し、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準報酬月額の申立てについては、当初の申立期間②(平成 10 年 1 月 16 日から 14 年 11 月 1 日まで)のうち、i)平成 12 年 1 月から同年 12 月までについては、申立人から提出された当該期間の給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが認められること、ii)11 年 10 月から同年 12 月までについては、報酬月額及び厚生年金保険料控除額が、その前後の期間と同額であったものと推認できることから、申立人の同年 10 月から 12 年 12 月までの標準報酬月額に係る記録を 20 万円に訂正することが必要である旨の通知が、既に当委員会の決定に基づき 24 年 2 月 8 日付けで行われている。一方、10 年 1 月から 11 年 9 月まで及び 13 年 1 月から 14 年 10 月までについては、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとされている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間に係る給与振込が確認できる預金通帳、

申立期間にA社に勤務していた息子の給料支払明細書及び同社の作業員名簿を提出し、前回年金記録の訂正が行われた期間も含め、標準報酬月額を訂正してほしいと主張している。

しかし、申立人から提出された申立人名義及び前回申立て時に提出された申立人の配偶者名義の預金通帳において確認できる各月の振込額は、5万円から42万円と月により大幅に差があり、40万円を超える月は1か月のみである上、申立期間における各年度の定時決定の基礎となる月の振込額も13万円から17万円台であることから、申立人が主張する報酬月額と乖離^{かい}している。また、申立人は、申立人名義の預金通帳により振込が確認できない月については現金で受け取っていたとしているが、明細書等の確認できる資料が無い。

また、申立人から提出された作業員名簿（平成11年9月24日現在）に名前があり、申立期間にA社において被保険者記録が確認できる従業員12人に照会したところ、4人から回答があったが、申立人の給与額については、いずれの者も分からないと回答している。

なお、上記4人のうちの一人及び申立人から提出された息子であるとする者の給料支払明細書によると、オンライン記録の標準報酬月額、報酬月額に見合う標準報酬月額、保険料控除額に見合う標準報酬月額がそれぞれ一致していないことから、A社では、申立期間当時、報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料控除を行っていなかったことがうかがえる。

以上のことから、申立人から提出された新たな資料については、当初の決定を変更すべき事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな資料や情報は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。